

9 景観重要公共施設の整備に関する事項について（案）

(1) 目的

道路など地域の景観を形成する重要な公共施設を当市景観計画に即した景観誘導をしていくことで、建築物や工作物と併せて、より美しく調和した景観形成を実現することを目的とする。

(2) 景観法における景観重要公共施設について

- 景観重要公共施設に指定することのできる施設は、道路法による道路、河川法による河川、都市公園法による都市公園など。（景観法第8条第2項第4号ロ）
- 地域特性を活かした景観形成の実現に向け、景観計画に「整備に関する事項」などを定めることができる。（景観法第8条第2項第4号ロ、ハ）
- 景観重要公共施設に指定するには、公共施設管理者との協議、同意が必要。（景観法第9条第4項）
- 景観重要公共施設の管理者は、景観計画に即した整備を行わなければならない。（景観法第47条～54条）

(3) 景観重要公共施設指定方針

次に示す指定方針に基づき、公共施設管理者と協議の上、景観重要公共施設を指定する。

- 下呂市の景観の骨格をなしている。
- 市民にとって景観形成上重要と考えられる。
- 景観推進地区等において、地域の景観の核として親しまれている。もしくは親しまれることが十分予想される。

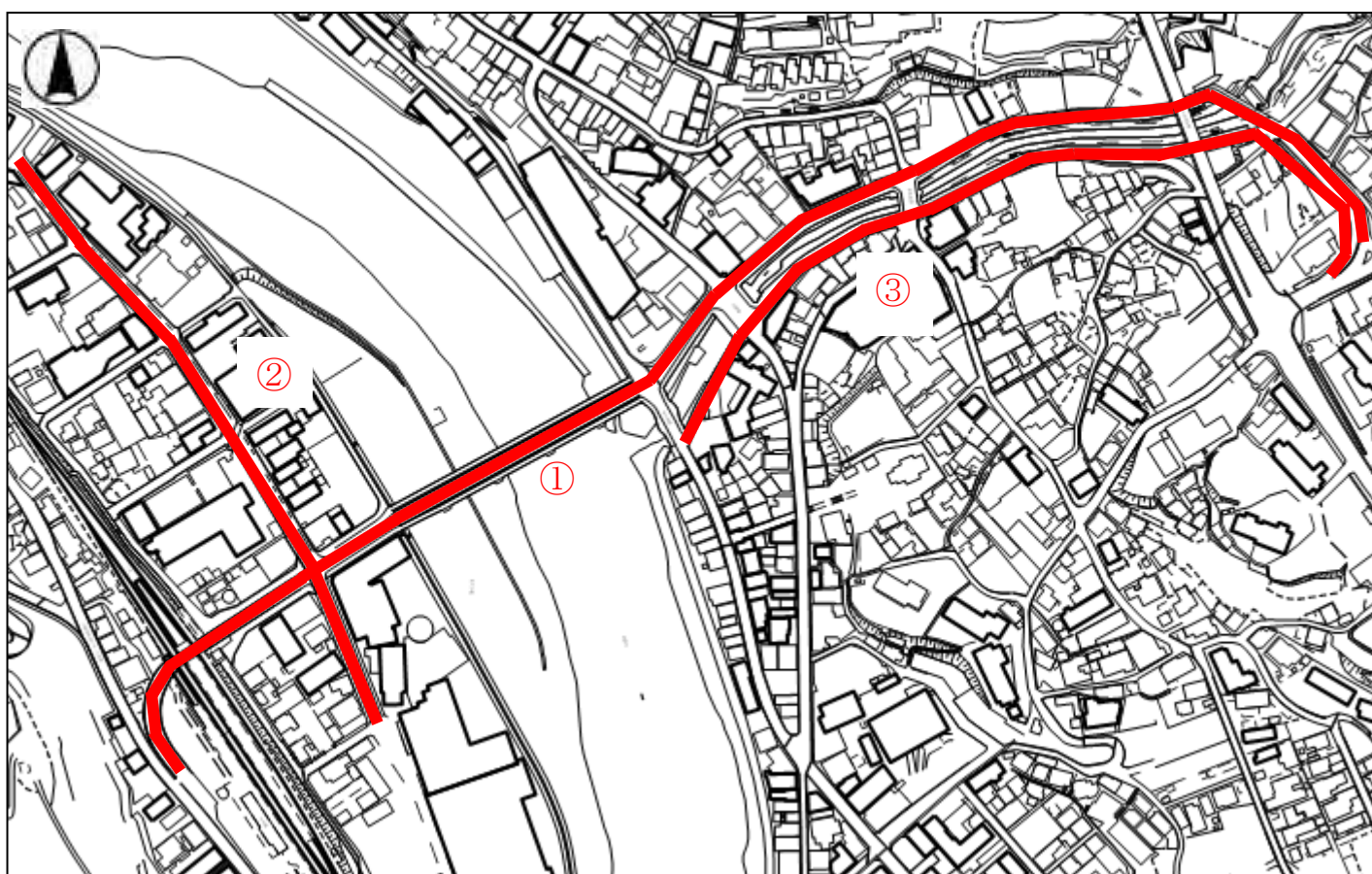
(4) 景観重要公共施設の指定

No.	公共施設種別	地区	公共施設名
1	道路	下呂地区	湯之島1号線（1級路線、974m）
2	道路	下呂地区	幸田2号線（その他、393m）
3	道路	下呂地区	森17号線（その他、535m）
4	道路	萩原地区	萩原本町線（その他、687m）
5	道路	萩原地区	萩原東本町線（1級路線、1,210m）

下呂地域

下呂市地域再生計画及び都市再生計画に基づき、新しい観光立市下呂の確立を目指しており、観光拠点と拠点を繋ぐ道路を景観重要道路に指定することで、下呂温泉街において観光客を迎えもてなす街の景観づくりの誘導、調和のとれた美しい景観づくりの誘導を目的とする。

No.	公共施設種別	地区	公共施設名
1	道路	下呂地区	湯之島1号線（1級路線、974m）
2	道路	下呂地区	幸田2号線（その他、393m）
3	道路	下呂地区	森17号線（その他、535m）



萩原地域

旧飛騨街道萩原宿の一部を景観推進地区に指定しており、飛騨街道「萩原宿」景観推進地区計画（飛騨街道「萩原宿」景観街づくり協議会作成による）にて、建築物について基準を設け、近年補助金を利用し、歴史的な街並みとの調和に配慮した街づくりが進められている。景観推進地区を中心に、萩原地域の景観の骨格をなしている道路を景観重要道路に指定し、景観推進地区としてより美しく調和のとれた景観づくりを誘導すると共に、周辺地域についても美しい景観づくりが波及することを目的とする。

No.	公共施設種別	地区	公共施設名
4	道路	萩原地区	萩原本町線（その他、687m）
5	道路	萩原地区	萩原東本町線（1級路線、1,210m）

